

議案第 11 号

松阪競輪場施設等整備基金条例の制定について

松阪競輪場施設等整備基金条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪競輪場施設等整備基金条例

(設置)

第 1 条 松阪競輪場の施設等の整備に要する経費に充てるため、松阪競輪場施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、松阪市競輪事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に定める目的に充当する場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。